

令和元年第1回北九州市人と動物の共生社会推進懇話会

議事録概要

1 **開催日時**：令和元年8月9日（金）13：30～15：30

2 **開催場所**：総合保健福祉センター6階 視聴覚室

3 **出席者**：

- (1) **学識経験者**：石川会員、横山会員、中西会員
- (2) **獣医師会**：関会員
- (3) **動物愛護団体**：西原会員、光武会員
- (4) **動物愛護ボランティアに取組む市民**：杉本会員
- (5) **市民**：中西会員、西井会員、原田会員
- (6) **行政**：[事務局]

保健福祉局保健衛生課

[オブザーバー]

保健福祉局動物愛護センター

4 **議題**

- (1) 平成30年度の北九州市の動物愛護行政の取り組み
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正

5 **議事（概要）**

(1) **開会**

事務局 開会の挨拶

(2) **出席者紹介**

(3) **座長選出**

互選により、石川会員が座長に進出された。

(4) **事務局による議題の説明**

(5) **会員による意見交換等**

座長（石川）

まず、「平成30年度の北九州市の動物愛護管理行政の取り組み」について事務局から説明の後、意見交換を行う。議事のスムーズな進行にご協力いただきたい。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

(1)平成30年度北九州市の動物愛護管理行政の取り組みについて

事務局 <資料を用いて説明>

～飼い主からの犬猫の引き取り頭数が増加していることについて～

動物愛護センター

飼い主から引き取った猫のうち、まだ譲渡処分がされておらず、センターに残っている猫は、平成30年度は4頭、令和元年度は13頭であり、現在のところ、併せて17頭となる。さらに、傷病等によって、センターに搬入され応急処置を行った猫も併せると、現在、約成猫50～60頭飼養管理を行っている。平成30年度末は、戸畑区、若松区で猫の多頭飼育崩壊が起こった。戸畑区は10頭、若松区は29頭であった。飼い主からの引取りの件数自体は、さほど差はないが、一度に引き取る頭数が増えている。引き取りした猫については、成猫なので、直接センターから譲渡が決まるのは難しく、登録愛護団体に協力をいただいている状況である。

座長

平成24年度に法改正があり、飼い主引取りについて、やむを得ない理由でなければ、動物愛護センターが引き取りを拒否できるようになった、ということだが、拒否事由を伝えることで、飼い主は納得して、引き続き飼育するのだろうか。犬や猫たちがその後どうなっているのか、気になるところである。

動物愛護センター

電話や窓口等で相談があった場合、継続飼養の努力できないか、という指導を行っている。飼えないのであれば、新しい飼い主を探す努力をするように指示したり、引き取りを希望する理由が、問題行動等であった場合は、訓練所等の案内を行っている。確かに、犬猫の遺棄については、危惧される場所であり、疑わしい事例もある。しかし、犬の捕獲頭数は増加しているわけではないので、引き取りをセンターに断られたからといって、全てが遺棄に繋がっているわけではないと思われる。こういう取り組みを続けることで、飼い主に「最期まで飼わなければならない」という意識を浸透させることができたと考える。

座長

効果的な情報提供をすることで効果が出ている例である。

動物愛護団体（光武）

センターで引き取りを断られたため、自分のNPO法人に電話がかかってくることも多くなっており、一日3、4件くらいある。センターで引き取りしないものについては引き取らないと伝えると、愛護団体なのにどうして引き取れないのか、と怒鳴られることがあり、対応に苦慮している。

動物愛護団体（西原）

自分のところにも、引き取りの相談が毎日数十件かかってくる。遅い時間では、夜中の

12 時過ぎにかかってくる。私たちがつっぱねたら捨てることが目に見えているので、アニマルケースワーカー協会では、お互いが良くなる方向へ導くようにしている。例えば、相談者の身内の方が飼育できないか、できないなら、知人で飼育できる方がいないか等聞き取りを行う。必要であれば、身内を説得したり、飼い主もペットもどちらも幸せになるように努力している。それによって、良い方向に向かったケースが 100 件近くある。

座長

飼い主の家等行って、説得することもあるのか。

動物愛護団体（西原）

動物の愛護及び管理に関する法律により、飼い主からの引き取りを（相当の理由がない限り）行政が拒否をするという状況は、ある程度仕方がないと思っている。その辺をボランティアがフォローしていければいいと考えている。

座長

光武会員や西原会員をはじめ動物愛護団体は大変な努力をされており、素晴らしいことだ。

(2)動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「法」という)の一部改正について

事務局

<資料を用いて説明>

～動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化について～

動物愛護団体（光武）

説明を聞いて、第一種動物取扱業について規制が強化されたことが伺える。「動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化」とあるが、適正飼養の強化については、「動物を飼育している人すべて」が対象になると思う。第一種動物取扱業は、飼養に係る面積等の施設の基準が設定されると思うが、一般の飼い主については、どうなるのか。一般の飼養の指導強化に関する条例等の整備について、伺いたい。

保健衛生課

一般の飼い主をはじめ、不適切な飼養が確認された場合は、現在も指導を行っている。条例改正時には、多頭飼育の実態把握のために、届出の制度の導入も検討していく必要があると考えている。

動物愛護センター

第一種動物取扱業の頭数や面積等の詳細な基準については、環境省令で示される予定である。条例で定める事項については、それ以外ということになる。例えば、法第 37 条の「適正な飼養が困難となるおそれがある場合」等は省令で規定されることになる。今後、条例改正の検討を行っていくことになる。

保健衛生課

この会の中で出していただいた皆様方の意見を参考に、条例改正の検討材料とさせていただきます。

～第一種動物取扱業者の違反の発見等について～

獣医師会（関）

動物病院で、第一種動物取扱業者の違反を見つけた時、どうすれば良いのか。例えば、幼齢の犬猫の販売等の制限に違反している等、どこに通報すれば適切に対応してもらえるか。

動物愛護センター

まずは動物愛護センターに通報していただければよい。当該業者へ立ち入り、実態調査を行い、指導をする。基準を順守していない場合は、改善を勧告し、勧告に係る措置をとらなかった場合は、命令するという流れになると思われる。

獣医師会（関）

第一種動物取扱業の登録の有無については、動物病院では分からない。第一種動物取扱業者の名簿等を情報共有し、市と獣医師会が連携しながらやっていけば良いと思う。法改正の中で、関係機関の連携強化が明記されている。

保健衛生課

登録を受けた施設一覧を情報提供することによって、違法な業者が営利販売することへの抑制に繋がることが期待される。

動物愛護団体（光武）

狂犬病予防法上、飼い犬の登録と注射は義務であるはずなのに、50%以下の接種率と聞いている。そういった場合は、接種していない飼い主に対して、ボランティアも伝えるべきなのだろうか。法改正が施行され、罰則の適応の如何によっては、実効性のないものになるかもしれない。ボランティアの立場でも啓発を行うが、行政側も法改正が実効性のあるものになるように努力していただきたい。

座長

法改正が施行され、地方自治体の現場でどういったことをやっていくのか、北九州の条例改正にどのように落とし込んでいくのか、重要なところだ。

～不適正飼養者への立ち入り権限の付与について～

座長

不適正飼養者への立ち入り権限が、法改正により新たに付与されるとあるが、愛護動物への虐待を発見時、動物の隔離や保護を行っていくのか。

動物愛護センター

不適正に飼われている場合でも、動物を飼い主から引き離すということは、現状難しい。飼い主に対して、不適正な飼養をしないように繰り返し指導し、必要であれば命令を行う。指導の中には、「このまま不適正な飼養を続けると、法律に違反になる」ことを伝えることも含まれる。

市民（中西）

原因者全般への指導権限を付与とあるが、指導権限とは、どこが持つのだろうか。実際の監視機関等はどこになるのか。あらためて法律の複雑さを実感している。

動物愛護センター

今までも不適正飼養については、指導を行ってきたが、法改正により改めて指導と助言など権限が付与された。どこまでの指導や助言ができるのか、どういった場合に罰則等につながっていくのか等については、今後国との協議や他自治体との情報交換を行っていく中で、徐々に決まっていくものと思われる。ただし、個々の事例は異なるので、ケースバイケースになる。

保健衛生課

「都道府県知事は、・・・必要な指導又は助言をすることができる」とあるのは、都道府県知事を北九州市長と読み替える。よって、不適正飼養の指導権限はすべて本市にあることになる。

市民（中西）

市民がどんな動物を飼っているのか、飼い主が法をそれなりに理解して飼っているのか、把握できているか。不適正飼養に関し指導に行く場合のきっかけはどんなことか。

座長

市民から動物虐待の通報等があつて、動物愛護センターが指導に行くということになると思われる。

学識経験者（横山）

都道府県知事から権限が下りているので、北九州市ができるということになる。省令が公布されないと、条例も改正できないということではあると思うが、条例の内容に足りないことがあれば、罰則があるような他自治体の条例を参考にすればよいと思う。

動物愛護団体（光武）

不適正飼養者への立ち入り権限の対象は、市営住宅等も含まれるのか。

動物愛護センター

一義的には、ペット禁止についての注意等はマンション等の管理者が行うものであり、市営住宅であれば、住宅管理課が該当する。

動物愛護団体（光武）

市の住宅管理課も指導はしていると思う。しかし、周辺の住民から苦情がたくさん出てきて、最終的に立ち退きになる、というケースが多い。周辺住民の対立が起きて、問題が発覚している。もう一度聞くが、動物愛護センターは立ち入りは積極的に考えないのだろうか。

動物愛護センター

ペット禁止等に対する注意喚起等は、管理者が行うことと考える。不適正な飼養が認められれば、指導を行っていく。

動物愛護団体（西原）

つい先日も、ケースワーカーからの相談があり、生活保護受給者が市営住宅から退去を求められて、飼い猫をどうするか、といった案件があった。動物愛護センター等に相談はしていないということだった。行政は縦割りをやめて、横の連携を強めていかなければならない。今回のケースも同様に近隣の苦情から発覚したようだ。もし、最悪のケース（飼い主も出ていく、猫も継続飼養できない）に至る前にしかるべきところへ相談できていたら、飼い主も市営住宅から出て行かずに済んだかもしれない。人が幸せになるのは大前提であるが、少しでも動物の幸せについても考えて欲しいと思う。その猫はアニマルケースワーカー協会が引き取った。

～マイクロチップ装着の義務化について～

座長

マイクロチップを挿入するとき、痛みはあるのか。

獣医師会（関）

現在のものは、針の径が小さくなっているので、さほど痛みはないはずだ。動物は痛覚が人間より鈍く、また、マイクロチップは人間の皮下組織に入れることもある。犬や猫が全く痛みを感じないとは言わないが、柴犬やチワワのような小型犬で痛みに敏感な場合も、鎮静をかけたり、局所麻酔をしたりすることで、問題なくマイクロチップを挿入できると思われる。

動物愛護団体（光武）

私もマイクロチップは有効であると感じている。現在、マイクロチップを挿入しているケースは少ないと思うが、今後、件数が増えてきた場合、関連する料金等は下がったりするのだろうか。

獣医師会（関）

現在、私の病院では、マイクロチップ本体と AIPO（アイポ）への登録手数料込みで5,000円で行っている。動物病院でマイクロチップを挿入した場合、登録まで行うので未登録のままということはない。しかし、ペットショップで購入した犬猫の中で、未登録犬が増えている感触はある。登録しなければ、マイクロチップはただの異物であり、全く無意味なものになってしまう。また、ペットショップから買った犬猫のうち、登録されていないケースに遭遇することがある。ペットショップは販売前に、登録するとともに、新しい飼い主に対して変更登録を行うよう促すべきと考える。

動物愛護団体（光武）

福岡県から譲渡を受けた場合、既にマイクロチップが装着されており、譲渡先の情報も登録するようになっている。法改正で、マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化とあり、飼い主が積極的に登録をしなければならないと考える。登録を行わない飼い主に対して罰則を設ける等、強制力をもった施策も必要ではないだろうか。

動物愛護センター

狂犬病予防法に規定されている飼い犬の登録と併せて、これから3年後くらいに、マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた者については、情報の変更登録の義務が生じてくる。つまり、動物を飼養するということは、やらなければならない義務も増えてくるといった指導や啓発につながってくると考える。

地域活動ボランティア（杉本）

まだ具体的でない部分が多くあまり把握できなかったが、法改正について啓発していくことが、市民レベルでできることだと考えている。

～閉会～

座長

長時間に渡り熱心な発言をしていただき感謝する。今回もとても有意義な議論ができたのではないかと思います。今回の意見を対策に反映していただきより良い対策を取っていただきたいと思う。

事務局

長時間に渡る意見交換をしていただき、誠に感謝している。

本日いただいた意見については、持ち帰らせていただき、今後の事業の参考にさせていただく。次回の懇話会については、あらためてご連絡させていただく。